

秘密保護法 解説

第8回 特定秘密保護法の廃止に向けた今後の取り組み

秘密保護法対策本部 副本部長 長谷川 弥生 (63 期)

特定秘密保護法案は、国民の間でその廃案や慎重審議を求める意見が極めて多かったにもかかわらず、与党の強引な国会運営により満足な審議も行われず、解明されない疑問点を多々残したまま、衆参両院を通じて強行採決され、昨年12月6日成立した。

当会秘密保護法対策本部は、関連委員会から委員も補充して、同法の廃止の実現に向けて、これからも様々な活動をしていく方針である。具体的に予定している活動は以下のとおりである。

1 特定秘密保護法の法解釈及び運営上の問題点等の検討とその結果の公表

秘密指定や適性評価などに関する法解釈及び運営上の問題点、国会に対する特定秘密提供の要件など特定秘密保護法の施行にあたって問題となる事項、並びに、施行までに制定されるべき政令の内容等について検討し、その結果を意見書や会長声明等によって公表していく。

2 関連法の検討

特定秘密保護法の施行にあたり、公文書管理法・情報公開法・衆参両議院規則が改正されることとなる。そこで、情報の適正な管理、国民の知る権利の保障、国会の国政調査権と特定秘密保護法との関係等に関し、あるべき改正の内容や政府提案の改正内容の問題点等について検討と提案を行う。

3 ツワネ原則に関する検討

国家の安全保障と国民の知る権利との関係については、国際的に承認されている「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」（いわゆる「ツワネ原則」）があり、同原則に基づき特定秘密保護法の問題点やあるべき秘密保護法制について検討する。

4 啓発活動

特定秘密保護法の問題点を広く国民に知らせる

ための宣伝物（チラシ、パンフレット等）を作成し、秘密保護法制に関する解説書やコンメンタール等を作成する。

5 シンポジウムの開催

シンポジウムや市民集会を開催し、これらを通じて国民に広く特定秘密保護法の問題点を訴えていく。

6 市民団体との交流

関連する市民団体と意見交換し、連携して特定秘密保護法廃止運動を盛り上げる。

7 経済団体・業界団体との意見交換

経済団体・業界団体との意見交換を行い、特に適性評価の問題について実務をふまえた意見交換をする。特定秘密保護法の廃止に向けた活動を連携して行う。

8 報道関係者のための勉強会

特定秘密保護法の施行により大きな影響を受ける報道関係者のための勉強会を開催し、秘密保護法制の問題点の認識を共に深める。

9 国会議員及び政党との意見交換

特定秘密保護法の廃止に向けて、同法の問題点について積極的に国会議員及び政党と意見交換を行い、国会で真摯に議論し、同法の廃止を実現するよう求める。

10 地方自治体との意見交換

地方自治体との意見交換を通じて、各地方自治体に対し、特定秘密保護法廃止に向けた決議を要請する。

11 その他

その他、特定秘密保護法の廃止の実現を目標とした活動を行う。

秘密保護法制の問題は弁護士業務にも大きな影響がある。会員の皆様も特定秘密保護法の廃止に向けた様々な活動にぜひご協力いただきたい。